平成２２年（フ）第１０６５号
北九州市八幡西区本城東１丁目８番18―201号
債務者　井上由美子
1　決定年月日時　平成22年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第４３４号
宮崎市和知川原２丁目95番地１、前住所宮崎市祇園２丁目123番地１　パシフィックレジデンス706号
債務者　中島　　道
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２２５号
宮崎県えびの市大字小田64番地　中島Ａ団地21号
債務者　福元　静雄
1　決定年月日時　平成22年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第５１１号
鹿児島県鹿児島市中央町19番地26
債務者　庵下　貴弘
1　決定年月日時　平成22年11月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第５９８号
鹿児島県鹿児島市錦江町４番６号
債務者　平川　敏文
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第７２６号
鹿児島県鹿児島市宇宿６丁目11番14号
債務者　髙﨑　和枝
1　決定年月日時　平成22年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第１４５号
鹿児島県肝属郡南大隅町佐多伊座敷4095番地１
債務者　黒木恵里奈（旧姓永野）
1　決定年月日時　平成22年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第２７５号
北海道苫小牧市新中野町３丁目18番15号　ロイヤルハイム新中野Ｃ号棟101
債務者　進藤　　要
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第２９２号
愛知県名古屋市守山区向台１丁目1102　アーク向台104号室、住民票上の住所富山県滑川市有金55番地22
債務者　青山　弘樹
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで　富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３０７号
富山市八尾町小長谷5918番地23、前住所さいたま市浦和区常盤６丁目15番11号　常盤マンション１－Ｂ号室
債務者　江本　京子
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで　富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７２号
高知県宿毛市中央８丁目２番５号　桜ハイツ301、旧住所高知県宿毛市中央２丁目６番12―４号
債務者　稲野　和代
1　決定年月日時　平成22年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで　高知地方裁判所中村支部

平成２２年（フ）第３９８号
福岡県三井郡大刀洗町下高橋1087―１、住民票上の住所福岡県筑紫野市針摺中央１丁目25番11―101号
債務者　久保　　忠
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第４０８号
福岡県久留米市日吉町19―６　サクラメント日吉301号、住民票上の住所福岡県大牟田市小浜町105番地８
債務者　田中知太郎
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第６７７号
千葉県松戸市紙敷628番地の１ラグジュアリーガーデン東松戸802号
債務者　原　　晋也
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第７３５号
千葉県松戸市小金原７丁目９番地の11　コーポケイズ202号
債務者　秋永　早苗（旧姓大曽根）
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第７５１号
千葉県柏市豊四季205番地９　アバンダントヴィレヂ202号
債務者　根本　伸一
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第７６４号
千葉県柏市旭町５丁目２番13号　コーポシャトリアン102号
債務者　菊池　俊輔
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部